

各団体の長 殿

埼玉労働局長 印



埼玉県最低賃金の改正及び中小企業・小規模事業者に対する  
最低賃金引上げ支援策の周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本年 8 月 5 日の埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を 1 時間 926 円（引上げ額 28 円）、改正発効日を本年 10 月 1 日」とする改正決定（官報公示）を今月末までに行う手続きを進めているところです。

つきましては、貴団体で 9 月以降に発行される広報誌、及びホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、広報誌に掲載いただきました場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌を郵送又はファックスにより送付いただきますようお願い申し上げます。

また、併せて、中小企業・小規模事業者に対する以下の最低賃金引上げ支援策についても周知いただきますようお願い申し上げます。

※今回の最低賃金額改定に伴う昇給（例：900 円→930 円）についても、改正発効日の前日（9 月 30 日）までに昇給を実施し、所定の手続きを行えば、助成金を活用することが可能となります。

## 1 業務改善助成金

事業場内最低賃金（事業場内で賃金額が最も低い者の 1 時間当たりの賃金）を 30 円以上引上げ、かつ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです（別添チラシを参照）。

## 2 キャリアアップ助成金（処遇改善支援）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を 2% 以上増額改定し昇給を実施した中小企業に対し助成するものです（別添チラシを参照）。

### 埼玉労働局の担当部署

- ・最低賃金の改正 労働基準部賃金室（電話 048-600-6205）
- ・業務改善助成金 雇用環境・均等室（電話 048-600-6210）
- ・キャリアアップ助成金 職業安定部職業対策課助成金センター（電話 048-600-6217）

(例文)

## —埼玉県最低賃金の改正のお知らせ—

令和元年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額926円(引上げ額28円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり926円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

# 埼玉県最低賃金の最

## 埼玉県最低賃金

最低賃金額（時間額）

926円

埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

改正発効日

令和元年10月1日

### 特定（産業別）最低賃金

最低賃金額（時間額）	適用除外労働者（上記の埼玉県最低賃金が適用されず。）	改正発効日
926円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	令和元年10月1日
930円	埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属元素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらにこれらにの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日
939円	埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日
938円	埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらにの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日
936円	埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日
936円	埼玉県各種商品小売業最低賃金 各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日
936円	埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	平成30年12月1日

注1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとせよ。

注2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。  
（※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金の時間額926円が実質的に適用されます。）

注3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

注4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精進手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

注5 障害により労働能力が著しく低い者などについて使用者が埼玉県労働局長の最低賃金減額特別許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

埼玉県労働基準監督署

最賃改正に伴う昇給についても改正発効前に手続すれば  
キャリアアップ助成金の支給を受けることができます！

## 令和元年8月5日埼玉地方最低賃金審議会答申

埼玉県最低賃金(時間額)		引上げ額 (引上げ率)	改正発効日
現行額	改定額		
898円	926円	28円 (3.12%)	令和元年10月1日

### 支給要件を満たす例

埼玉県最低賃金の改正発効の前日(令和元年9月30日)までに、キャリアアップ計画書を事業所管轄のハローワーク又は埼玉労働局職業対策課助成金センターに提出。また、同日までにパート労働者の時給を2%以上増額(最低賃金改正に伴う賃金引上げ額を含む。)する賃金規定等を作成して昇給を実施する。

#### 【具体例】

有期契約労働者等(パート、アルバイト等)1人のみを月100時間(1日5時間、20日勤務)使用する中小企業で、時給900円を926円(26円、2.89%引上げ)に埼玉県最低賃金の改正発効前に上げた場合は、助成金として95,000円が支給されます。

この場合、パート労働者の時給を26円引上げるコストは年間31,200円ですので、助成金の支給によって相当の負担軽減になります。

※業務改善助成金との併給はできません。

### お問い合わせ先

キャリアアップ助成金は

埼玉労働局職業安定部職業対策課助成金センター TEL 048-600-6217

又は事業所管轄のハローワーク

賃金規定等の見直しは

埼玉働き方改革推進支援センター TEL 0120-729-055

最低賃金の改正は

埼玉労働局労働基準部賃金室 TEL 048-600-6205